

# なくそう！不法投棄



## 不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人は、3億円以下）の罰金、またはその両方が科せられます。



昨年度、本市におけるごみの不法投棄通報件数は、301件に上っています。農道や山林、空き地など、人目につかない場所への不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、有害物質による環境汚染や景観の悪化、悪臭、害虫の発生などをもたらすとともに、新たな不法投棄を誘発させる恐れもあり、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼします。

また、これからの季節は、大掃除や引っ越し等で発生する大型ごみや廃家電などの不用品の不法投棄の増加が懸念されます。

燃やす大型ごみは、各清掃センターへ、燃やさない大型ごみは、クリンピーの丘へ搬入するようにしてください。自身で搬入できない場合には、お住まいの地区の大型ごみ受付センターへお申し込みください。



なお、本年3月から本市のLINE公式アカウントからも大型ごみの収集申し込みが可能になります。

最近では、不用品回収と称して、市の許可を受けずに家庭ごみの収集運搬を行っている業者がいます。こうした業者による不法投棄も発生しており、市から家庭ごみの収集運搬の許可を受けていない不用品回収業者へ家庭ごみの処分を依頼しないよう、ご注意ください。

不法投棄が行われている、もしくは行おうとしている現場を見かけた場合は、廃棄物対策課または最寄りの支所や警察署へご連絡ください。通報時には日時、場所、投棄者の性別・人数、車両の特徴、投棄物などをお伝えください。

美しい自然環境と豊かな住環境を守るためにも不法投棄の撲滅にご協力をお願いします。

**不法投棄を発見したら、廃棄物対策課 ☎22-7439**  
**もしくは、最寄りの支所、または警察署にご連絡ください**

## 不法投棄監視サポーターを募集しています

市民の皆さんが趣味や健康のために行っている散歩やジョギングに併せて、不法投棄などの未然防止と早期発見を図り、生活環境の保全を目的とするボランティア活動です。昨年12月末現在で、931名が登録しています。

### 活動内容

- ①散歩などの際に不法投棄防止の啓発活動として、貸与品のベストや帽子を身に着ける。
  - ②不法投棄を発見した場合は、市などへ通報する。
- ※安全のため投棄者への直接注意などは、行わないでください

応募資格、登録方法など詳しくは、市ホームページで➡



### 【活動事例】川部中学校の皆さん

川部中学校では、今年度、生徒会と環境整備委員会が中心となって、中学校周辺の通学路などの清掃活動と併せて、不法投棄防止パトロールを実施。自分たちの住むまちを自らの手できれいにすることで、地域の一員としての自覚を再認識し「ごみを拾う運動」から「ごみを捨てない運動」への意識改革を進めています。

